

中央図書館(単独館)

外観



中央図書館 玄関



中央図書館 風除室右側



右から

ガシマシネマ (佐渡市教育委員会許可掲示物)

来館時のお願い (図書館作成)

コロナウイルス感染拡大予防啓発 (佐渡市)

子どものための科学祭り (佐渡市教育委員会)

下段

自由研究のタネ (佐渡博物館)

中央図書館 風除室左側



右から

課題解決型職場体験（佐渡市教育委員会）

佐渡の島銀河芸術祭2021（佐渡市後援）

新能（佐渡市主催）

金井中学校制作物

下段

子育て世代と市長とのタウンミーティング（佐渡市）

## 両津図書館

(複合施設、2階両津支所、3階両津公民館、4階両津図書館)

### 4階 両津図書館入口部



### 4階 両津図書館入口左側



両津図書館 児童コーナー



児童書架の上部の壁内部に金属が埋め込まれて、マグネットで貼り付けられるような仕様となっており、掲示スペースとなっている。

## 小木図書館

(複合施設 アマチュア秀作美術館併設)

### 外観



### 小木図書館 玄関 右側



マスク着用依頼 (図書館作成)

休館日案内 (図書館作成)

小木図書館 玄関 左側



右から

来館時のお願い (図書館作成) (上)

休館日案内 (図書館作成) (下)

開館時間案内 (図書館作成) (上)

祝日開館案内 (図書館作成) (下)

## さわた図書館

(複合施設(佐渡中央会館) 佐和田地区公民館 1階さわた図書館)

外観



さわた図書館 入口

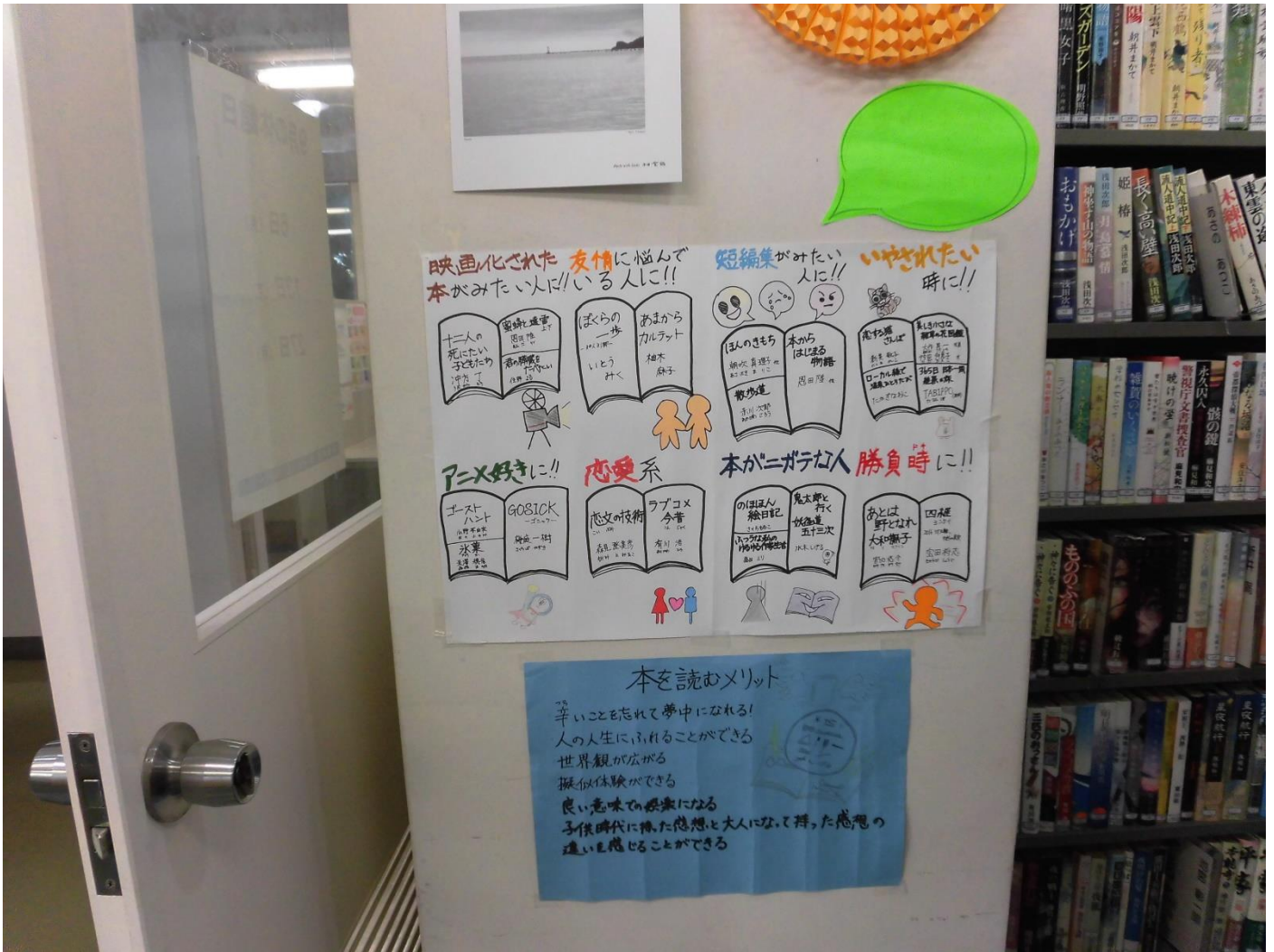


右から

図書館をもっと身近に暮らしのなかに (日本図書館協会)、図書館の自由に関する宣言 (日本図書館協会)  
ガシマシネマ (佐渡市教育委員会許可掲示物)、佐渡ムジナ (図書館作成)



さわた図書館 カウンター対面



佐和田中学校職場体験 成果物

真野図書館(2階にあすなろ教室、放送大学視聴施設併設)

外観



真野図書館 入口



右から

上段

さわた図書館おはなし会（2枚）（さわた図書館）

新型コロナウイルス感染拡大と佐渡総合病院の対策と住民の皆様へのお願い（佐渡総合病院）

「超高齢先進地域である佐渡から～」放送大学（佐渡市教育委員会共催）

タウンミーティング（佐渡市）、ガシマシネマ（佐渡市教育委員会許可掲示物）

下段

真野ファイターズ（野球部員）募集（佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録団体）

コロナ注意喚起（厚生労働省）5枚

真野図書館 カウンター横の柱



右上から

就職の悩み相談してみませんか（サポステ：三条地域若者スポーツステーション 佐渡サテライト 厚生労働省委託事業） 2枚

佐渡汽船時刻表

わくわくシールブック受賞者

相川図書室(複合施設 相川地区公民館 2階相川図書室

外観



相川図書室 入口



相川図書室 入口扉



右から

開館時間案内（図書館作成）（上）

ご利用にあたってのお願い（図書館作成）（下）

来館時のお願い（図書館作成）（上）

休館日案内（図書館作成）（中）

図書館の利用について（図書館作成）（下）

## 新穂図書室

(複合施設 1階新穂行政サービスセンター、新穂地区公民館、2階新穂図書室)

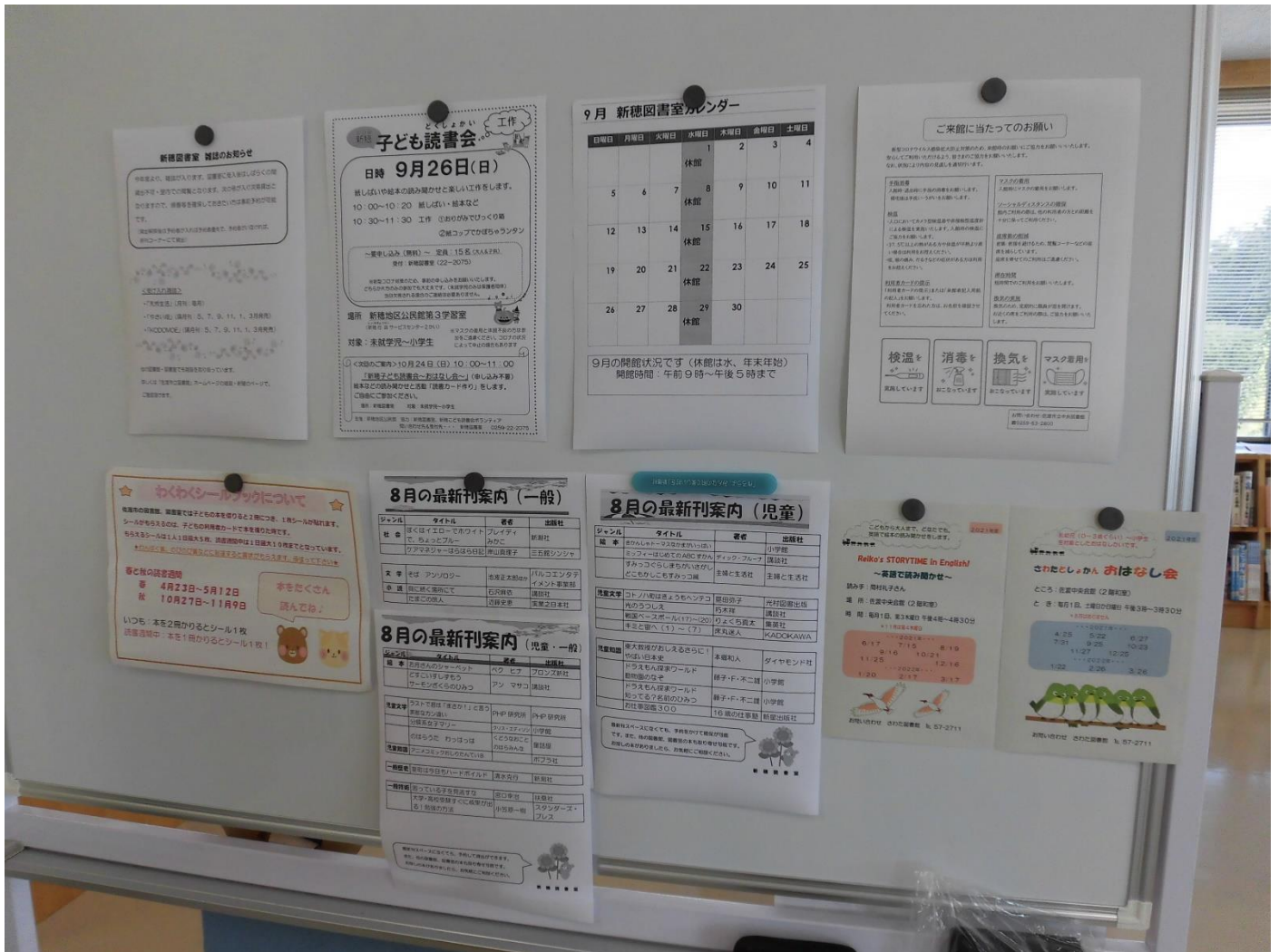
### 外観



### 図書室入り口



新穂図書室 室内掲示板(カウンター前)



- 右から
- 上段
- 利用にあたってのお願い (中央図書館作成)
- 休館カレンダー (新穂図書室作成)
- 子ども読書会 (新穂地区公民館)
- 新穂図書室雑誌お知らせ (新穂図書室作成)
- 下段
- さわた図書館おはなし会 (さわた図書館) 2枚
- 8月新刊案内 (児童・一般) (新穂図書室) 2枚
- わくわくシールブックについて (新穂図書室)



新穂図書室 室内掲示板(カウンター前の裏面)



右から

ガシマシネマ (佐渡市教育委員会許可掲示物) (上)

コロナ対策 (厚生労働省) (下)

課題解決型職場体験 (佐渡市教育委員会)

おっさんずヨガ (佐渡市教育委員会) (上)

わくわく体験入学 (新潟県立佐渡中等教育学校)

「超高齢先進地域である佐渡から新潟県、日本～」放送大学 (佐渡市教育委員会共催)

畑野図書室(複合施設 畑野地区公民館、1階畑野図書室)

外観



畑野図書室入り口(廊下側)



畑野図書室入り口(室内側)



図書館をもっと身近に暮らしのなかに (図書館記念日、図書館振興月啓発ポスター) 日本図書館協会

羽茂図書室(複合施設 羽茂地区公民館、羽茂図書室)

外観



羽茂図書室入り口(廊下)



右から

わくわくシールブック受賞者 (図書館作成)、わたるくん (新潟大学附属図書館)  
おすすめの図書・新着図書 (羽茂図書室作成)、日本絵本賞 (全国学校図書館協会 主催)  
ブックスタート

## 赤泊図書室

(複合施設 赤泊行政サービスセンター、赤泊地区公民館、3階赤泊図書室)

外観



赤泊図書室入り口



赤泊図書室 左側掲示板



右から

上段

来館時のお願い（中央図書館作成）、ガシマシネマ

下段

利用者カード提示のお願い、検温のお願い（ともに中央図書館作成）

佐渡の博物館資料館（佐渡博物館）

赤泊図書室 入口 右側掲示板



右側から

上段

子育て世代と市長とのタウンミーティング（佐渡市）、一人で悩まないでぼくに電話ください（新潟県）

佐渡を美しくポスター

下段

SOS ミニレター

## 佐渡市庁舎等管理規則 抜粋

## (目的)

第1条 佐渡市役所庁舎等（附属建物、敷地、附属機械器具その他装置を含む。以下「庁舎等」という。）の管理については、他の規定によるもののほか、この規則の定めるところによることとし、庁内の秩序の維持及び職員の保健安全の保持を図り、もって職員の勤務を効率的にし、災害の防止に資することを目的とする。

(広告物の掲示)

第9条 責任者は、広告物（ビラ、ポスターその他これらに類する物を含む。）を掲げ、又ははらせてはならない。ただし、責任者が特別の理由があると認めてこれを許可した場合は、この限りではない。

## (許可又は承認に付する条件)

第10条 責任者は、・・・前条の規定について、許可し、又は承認しようとする場合において、必要があると認めるときは、その許可又は承認に必要な条件を付し、又は関係者等の守るべき事項を指示することができる。

2 責任者は、前項の条件又は指示に違反する者があるときは、その者に対して、違反事項の是正を命じ、又その許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

## 行政庁舎の掲示物許可基準内規 （「佐渡市庁舎等管理規則」第9条 ただし書き）

- ・ 佐渡市が主催・共催・後援である事業の掲示物
- ・ 国または地方公共団体その他公共団体が主たる事業の掲示物
- ・ 市が構成員である協議会等が主催する事業の掲示物
- ・ 行方不明者捜索のため、市が情報通信施設を使用し情報提供したもののうち、その家族から掲示依頼のあった掲示物（掲示期間は原則半年以内、申出により1度の更新をする。）
- ・ スポーツ振興に資するもの（勧誘を伴わないもの）
- ・ 島内各校の児童、生徒がその学業の中で作成した掲示物
- ・ その他市長が認めるもの



## 柏崎市立図書館 ポスター等を受け取ったときにお渡しする説明チラシ

ポスター・パンフレットの掲示を希望される皆さまへ

柏崎市立図書館

いつも柏崎市立図書館をご利用いただき、ありがとうございます。

図書館には国・県・市を始め、多くの公共施設や各種団体・グループ等から、ポスターの掲示やパンフレット・チラシを置いて欲しいとのご依頼が数多く寄せられています。

しかし、図書館のポスター掲示板やパンフレット・チラシ用スタンド等は、場所と数が限られており、開催日や締切日により順次掲示しても、すべての皆さまのご要望にお応えすることは難しいことから、図書館が定める優先順位（市・教育委員会の主催事業、国県の主催事業、国県市の後援事業、文化事業等）により掲示等をしております。

つきましては、お預かりするポスター・パンフレット類の掲示等については図書館に一任させていただきます。

また、掲示可否についても基本的には当館からのご連絡はいたしませんのでご了承ください。（掲示等をできなかったポスター・パンフレット類については、ご希望がある場合のみお返しいたします。）

なお、次に掲げるポスター・パンフレット類は掲示いたしませんので、ご理解をお願いいたします。

- ① 政治的な活動、選挙活動、宗教活動のためのもの
- ② 営利目的あるいは販売を主目的としたもの
- ③ 会員募集を目的としたもの
- ④ 個人が主催する事業や教室等
- ⑤ B2判縦より大きい（A1判、B1判等）ポスター … 極力A2判縦まででお願いします。

## 北杜市図書館館内掲示物取扱基準

北杜市図書館は生涯学習を支援するサービスの一環として掲示物のためのスペースを設け、情報発信の場を提供する。

掲示、又は設置にあたっては、日本図書館協会が『公立図書館の任務と目標』で示す「住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するよう努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館が支持することを意味するものではない。(No.39)」を基本として取り扱うものとする。

なお、次の「館内に掲示できないもの」に該当するものの掲示、又は設置は行わないものとする。

## 1 館内に掲示できないもの

- ①公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
- ②特定の思想又は宗教、政治に偏ったもの
- ③暴力団の利益供与となるおそれがあるもの
- ④営利を主目的とするもの
- ⑤判断の必要が生じた場合は、館長は教育委員会と協議する。

## 2 掲示の優先順位

- ①公的機関（市・県・国等）から発行された掲示物
- ②市内の個人・団体等から発行された掲示物で市内で開催される事業の案内
- ③その他の掲示物

## 3 掲示申請

- ①「掲示の優先順位」のうち、1以外については、所定の様式に掲示物申請書に申込者の氏名、連絡先、掲示期間等を記載して申請する。
- ②申請は掲示を希望する都度行う
- ③定期刊行物については通年で掲示申請を受け付けるが、「掲示できないもの」に該当する号は掲示できない。
- ④館内での掲示ができない場合は申請者にその旨を連絡する。

## 4 館内掲示期間

- ①館内掲示期間は許可の日から原則2カ月とし、同一掲示物での延長は認めない。
- ②申込み期限等があるものについては、期限がきたら図書館で撤去する。
- ③汚損等した場合は、期限前でも撤去することがある。

## 5 掲示物の取り扱いについて

- ①掲示物の破損及び紛失等についての弁償は行わない。
- ②館内での掲示方法については職員に一任する。
- ③図書館は申請のあった掲示物のうち必要と認めるものは地域資料として所蔵することができる。
- ④基準に記載のない案件が発生したときは、その都度協議する。

## 6 この基準は平成30年9月1日から適用する